

●香川県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 千疋高松線（174号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市岡本町字立石631番10地 先から 高松市岡本町字立石633番3地 先まで	10.5～35.5	210	平成28年香川県告示第48号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成30年3月30日